

## G10閣僚会合の結果概要

- 1 日時：6月29日（木）10時～11時15分
- 2 場所：ジュネーブ国際会議センター
- 3 (1) 我が国からの出席者：中川農林水産大臣、村上特別補佐官、吉村国際部長、大杉国際貿易機関室長、藤崎寿府代大使ほか  
(2) G10各国からの出席者：(スイス) ダイス経済大臣、(ノルウェー) ストール外務大臣、リース・ヨハンセン農業大臣、(モーリシャス) ドゥールー外務貿易大臣、(韓国) ミン農林部次官ほか  
(台湾、イスラエル、アイスランド、リヒテンシュタインから事務レベルが出席)
- 4 概要
  - (1) 中川大臣から、市場アクセスでG20をベース、国内支持で米国の貿易歪曲的国内支持全体を200億ドル、NAMAの途上国の係数を20というラミー事務局長の「マジックナンバー20」の考え方を紹介し、G10として、このような数値を議論の出発点とせず、輸出入国間のバランスや途上国への配慮が重要である旨発言し、G10各国間で見解が一致。
  - (2) 上限関税については反対の立場を最後まで維持すべきこと、また、重要品目の扱い、数に関しては関税削減率と関連していることや、国ごとに関税構造が異なることを踏まえて対処する必要があること等について、意見が一致。
  - (3) 以上のような議論を踏まえ、プレスリリース（別添）を採択し、G10閣僚会合後に発表。

## G10プレスリリース

(ジュネーブ 2006年6月29日)

1. 農産物の主要輸入国の集まりであるG10の閣僚は、2006年末までにドーハ開発アジェンダを終結させるべく、農業のモダリティを確立するとの決意を再表明した。
2. 閣僚は、全ての参加国に受入れ可能な交渉結果に到達するために、農業交渉の3分野の全てにおいて、実質的な約束を行う用意があることを確認した。
3. 閣僚は、上限関税の概念に対する強い反対を再確認した。上限関税は、G10諸国に大きく不平等な負担を要求するものであり、バランスの取れない交渉結果をもたらすものである。
4. 閣僚は、非貿易的関心事項や、途上加盟国に対する特別かつ異なる取扱い(S&D)、長期にわたる特惠の問題、新規加盟国等、全ての加盟国のセンシティブティ及び異なる関税構造を考慮しつつ、市場アクセスの実質的改善に向けて実際的な努力を行うことを、WTO加盟国に促した。
5. 閣僚は、さらに、成功の秘訣は、市場アクセス、国内支持、輸出競争という交渉の3分野及びそれぞれに含まれるS&Dの要素をバランスよく取り扱うことにあることを強調した。今まで交渉の場に提出してきた多くの提案を振り返りながら、G10閣僚は、以下の点に合意した。
  - (1) 関税削減の大きさと、重要品目、SPの数と取扱いは、同時に解決されるべきものであること
  - (2) 重要品目の数は、加盟国の真のニーズを反映したものであること。全ての加盟国に対して単一の数を強いるのは適当とはいえないこと
  - (3) 重要品目の取扱いは、コアとなる関税削減方式を適用した場合よりも、市場アクセス改善の程度が小さいものであること
  - (4) 特別セーフガード(SSG)は、現在進行中の改革過程の間、継続されなければならないこと。G10は、適切な途上国向けセーフガード(SS

M) が導入されることを歓迎すること

(5) 黄色の政策と同様に、貿易歪曲的支持の全体について、実質的削減がなされなければならないこと

(6) 青の政策が黄色の政策より貿易歪曲性が小さいものであることを確保し、また、政策措置の単なるボックス間の移動を防止するよう、規律が交渉されなければならないこと

(7) 緑の政策は、農業改革を推進するための根本的な手段であること。このため、緑の政策の基本的政策手段と原則は維持されるべきこと

(8) 全ての形態の農業補助金の撤廃期限は、同等の効果を有する全ての輸出措置について、輸出補助金と並行した段階的撤廃を目的とした規律が完成されてはじめて、確定するものであること

6. 最後に、閣僚は交渉への参加と透明性を確保することの必要性を強調した。交渉のプロセスと結果の双方に各国が政治的に十分参画していることは、ドーハ開発アジェンダを成功裡に終結させるための前提条件である。